

平成 7月 30日 (水)

内閣府 障害者施策推進課長会議レジュメ

特定非営利活動法人 全国精神障害者団体連合会
副理事長 小金澤正治

1.精神障害者にも身体障害者、知的障害者同様福祉手当を支給して下さい。

平成 5年に障害者基本法に精神障害者も入ることが法律で決まりました。しかし、いまだに精神障害者には福祉手当が支給されていません。3 障害を平等に扱う障害者基本法の精神に反する状態がいまだに続いています。早急に支給して頂きたい。

2.精神科における精神科特例を早急に廃止して下さい。

精神障害者にとって精神科病院はとても重要な医療機関です。しかし、いまだに精神科特例（医師は一般科に対して 1/3 看護師は 2/3）という配置基準では十分な医療は望めません。せめて一般科並みの配置基準にして頂きたい。

3.障害者自立支援法の通所者自己負担金を撤廃してください。

障害者自立支援法で施設に通所するためには、自己負担金が必要となります。工賃より負担金が多く掛かる通所者も多くいます。また、低所得者も多くこの自己負担が出来なく通所をあきらめてしまった通所者もいます。直ちに自己負担金の解消をして頂きたい。

4. 精神病・精神障害についての学習について

中学校・高校の教科書に精神病や精神障害の内容を記載し、教育の現場で正確な知識を学ばせて下さい。これが偏見や差別を無くす為に不可欠だと思います。